

## < インテークシートの活用について >

インテークシートの活用について、障がい福祉担当者と相談支援事業者に聞き取りをしたところ、以下のようにインテークシートを使用する場面については、共通理解があることを確認した。

1. 初めての相談者  
特にサービス利用が明確に決まっていない場合には必ず使用する。  
インテークシートで聞き取り相談事業所へ紹介する。
2. 初めて障がい福祉のサービスを利用したい相談者  
計画相談の事業所を紹介する。(計画作成の依頼書を渡す)
  - ①詳しく聞き取りをした場合はインテークシートを使い、紹介する。
  - ②相談者が紹介を必要としない場合は計画作成の依頼書と事業者一覧のみ渡す。
3. すでに何らかのサービスを使っている相談者
  - ①すでにサービス利用計画を持っている場合  
現在計画相談を担当している事業所に相談することを勧める。
  - ②まだサービス利用計画を立てていない場合  
一般相談事業者又は計画相談事業者を紹介する。  
\*詳しく聞き取りをした場合はインテークシートを使い、紹介する。  
\*使いたいサービスが明確な場合は計画作成の依頼書を渡す。
  - ③1回の相談で終了するか、自事業所で継続する場合  
インテークシートに記入するかどうかはケースバイケースで判断している。

※ 今後はサービス利用計画の作成が全利用者に行き渡ることと同時進行で、相談の流れが整理ができるものと思われる。

※ 就学前の乳幼児の保護者への相談は市・町の健康推進課になることが多い。保健師への相談を1次相談とし、インテークシートを活用することができれば、障がい福祉の窓口での再度の聞き取りが必要なくなる。